

骨髄移植等により、予防接種で得た免疫を失ったお子さんの 再接種費用を助成します

骨髄移植等の理由により、治療前に接種した予防接種で得た免疫が消失し、再度、予防接種が必要と判断されたため、任意で再接種を希望される方に、接種費用を助成します。

《助成対象者》 次の①～③をすべて満たす方

- ① 再接種日に延岡市に住民票のある方
- ② 「対象となる医療行為」を受けた後に、
主治医から再接種の必要性が認められた方
- ③ 再接種の初回接種日が20歳未満の方

※ただし、以下の場合には本事業の対象者になりません。

- ・ 定期予防接種の対象者である場合
- ・ 医学研究等に参加するため予防接種費を保護者が負担することがない場合 等

対象となる医療行為とは？

造血幹細胞移植や臓器移植、放射線治療、抗がん剤治療など、免疫の低下や消失を引き起こす治療です。



《助成対象となる予防接種》 次の①～③の全てに該当する予防接種

- ① 「対象となる医療行為」を受ける前に接種した、定期予防接種および任意予防接種のうち、
医師から再接種の必要性が認められた予防接種
- ② 再接種日の時点で、予防接種法におけるこどもを対象とした定期予防接種であるもの。
- ③ こどもを対象とした定期予防接種のうち、ロタウイルス感染症予防接種を除いた予防接種。
※接種済みの予防接種のうち、使用が終了しているワクチンがある場合は、再接種の実施日に、医師がそのワクチンと同等の効果であると認めたものは対象となります。
- ④ ①～③の予防接種のうち、下記の予防接種は、年齢に制限があります。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ・ BCGは、4歳未満 | ・ 小児用肺炎球菌は、6歳未満 |
| ・ 5種混合・4種混合は、15歳未満 | ・ Hib感染症は、10歳未満 |

《助成方法》 償還払い（払い戻し）で実施します。

☆再接種を受ける前に、認定申請が必要です。



《申請方法》 費用助成の流れは次のとおりです。

- ① 次のア～ウを市に提出。
 - ア 骨髄移植等後のワクチン再接種に係る医師意見書（様式第1号）
 - イ 骨髄移植等後のワクチン再接種に係る費用の助成対象認定申請書（様式第2号）
 - ウ 骨髄移植等前の予防接種歴が確認できる書類（母子健康手帳の写し等）
- ② 市地域医療政策課から認定または不認定を通知。
- ③ 再接種を実施。
- ④ 次のア～ウを市に提出。（※再接種を受けた翌月から1年以内）
 - ア ワクチン再接種費用償還払い交付申請書兼請求書（様式第5号）
(※振込口座と名義人がわかる通帳の写しを添付)
 - イ 医療機関の発行する領収書（それぞれの予防接種名と金額、医療機関名、
健康保険適応外であることが記入されていること）
 - ウ 再接種を受けたことが確認できる書類（母子健康手帳の写し又は予診票の写し等）
- ⑤ 交付決定後、指定の口座に振込み。

【受付・お問い合わせ】 延岡市地域医療政策課（TEL：0982-22-7066）